

報告監第17号
平成17年11月10日

西宮市監査委員	杉山	たかのり
同	田村	ひろみ
同	村西	進
同	阿部	泰之

財政援助団体監査結果報告
(西宮交通安全協会・甲子園交通安全協会)

地方自治法第199条第7項の規定により、平成17年度財政援助団体監査を行った結果は、次のとおりです。

同条第9項の規定に従い報告します。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の期間及び方法

平成17年9月5日から事務局監査に入り、その結果復命を受け、同年10月26日に土木局及び西宮交通安全協会・甲子園交通安全協会関係職員の出席を求め監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第2 監査の対象

西宮交通安全協会、甲子園交通安全協会が交付を受けた補助金及び補助対象事業費の出納その他の事務について、主として平成16年4月1日から17年3月31日までの期間に執行された事務を対象に監査を実施しました。

補助金の名称及び当初交付決定額

西宮交通安全協会補助金	35,135,548円
甲子園交通安全協会補助金	16,584,226円

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 西宮交通安全協会、甲子園交通安全協会の概要

(1) 設立目的

交通道義の向上と交通状態の改善を図り、交通の安全と円滑を促進するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的として設立されています。

(2) 設立等の経過

昭和12年1月 西宮自家用自動車協会設立。

昭和29年4月 西宮自家用自動車協会内に自動車運転者部会(西宮交通安全協会の前身)を発足。

昭和31年4月 西宮交通安全協会、甲子園交通安全協会を設立。以降、現在に至る。

(3) 組織の現況

ア 西宮交通安全協会

「西宮交通安全協会会則」に基づき、会員は特別会員、正会員、賛助会員とし、役員

は会長 1・副会長 2・常任理事 6（専務理事 1 を含む）・理事 40・監事 2・評議員 28 で構成されています。

また、事業の能率的な推進を図るため、婦人部、女性交通指導員部（7人）、西宮優良ドライバーの会部等 8 部が設置されています。事務局は専務理事 1 人、事務職員 3 人の体制です。

イ 甲子園交通安全協会

「甲子園交通安全協会会則」に基づき、会員は特別会員、正会員、賛助会員とし、役員は会長 1・副会長 2・理事 20（専務理事 1 を含む）・監事 2・評議員 27 で構成されています。

また、事業の推進を図るため、婦人部、女性交通指導員部（3人、会則に規定はありません。）及び地域支部、職域支部が設置されています。事務局は専務理事 1 人、事務職員 1 人の体制です。

2 補助事業の実施状況

（1）西宮女性交通指導員事業の概要

ア 設置目的

西宮市における道路交通の安全を維持するため、学童、園児の保護誘導を中心として、一般歩行者に対する街頭指導、その他の交通安全活動の業務に専従し、市民を激増する交通事故から守り、明るく住みよい安全都市にすることとしています。

イ 設置等の経過

昭和 41 年 10 月	西宮・甲子園両交通安全協会婦人部の発足。
昭和 43 年 4 月	西宮婦人交通指導員（現在の女性交通指導員）制度の発足。 交通指導員に対する県補助制度の創設。
昭和 48 年 9 月	西宮・甲子園両交通安全協会に幼児交通安全教育「うさちゃんクラブ」を発足。
昭和 51 年 3 月	県補助制度の廃止。
平成 12 年 4 月	西宮女性交通指導員に改称。以降、現在に至る。

ウ 活動内容

現在、女性交通指導員は西宮交通安全協会に 7 人（西宮本室 4 人・塩瀬分室 3 人）、

甲子園交通安全協会に3人が配置されています。

活動内容は、次のとおりとなっています。

(ア)学童保護立番

通学通園路の交通要点における、登校中の学童等の安全を守るための保護誘導活動。

(イ)街頭指導

交差点、横断歩道その他交通の頻繁な場所において、歩行者、自転車等の保護誘導活動。

(ウ)交通安全教育

計画的な交通安全教育。

(エ)広報・啓発活動

徒歩または車輦による、交通安全に関する広報・啓発活動。

(オ)巡回活動

違法駐車等防止のための巡回活動。

(カ)特別勤務

祭礼・行事等に際して雑踏整理、交通安全広報活動に従事するほか、交通安全資料の作成、その他特に命ぜられたこと。

(2)16年度の活動状況

ア 西宮交通安全協会

街頭活動等の実施結果は、次のとおりです。

区 分	回 数	対 象 人 員			
		子供	保護者	その他	計
キャンペーン	13	480	400	6,250	7,130
自転車街頭指導	2	0	0	220	220
シートベルト等街頭指導	1	0	0	300	300
学童保護立番	817	-	-	-	-
違法駐車等防止巡回	66	-	-	-	-
その他	1	224	220	0	444
計	900	704	620	6,770	8,094

交通安全教育等の実施結果は、次のとおりです。

区 分		回数	対 象 人 員				計
			子供	保護者	高齢者	その他	
交 通 教 室	小学校	4	58	131	0	24	213
	幼稚園・保育所	25	3,164	289	0	80	3,533
	公民館等	60	2,440	1,708	1	309	4,458
	高齢者講習	10	0	0	1,109	18	1,127
	企業等	6	1,190	35	0	88	1,313
歩 行 指 導	小学校	32	3,358	29	0	6	3,393
	幼稚園・保育所	17	1,381	411	0	50	1,842
自 転 車 教 室	小学校	15	1,581	295	6	19	1,901
	その他	4	695	2	13	0	710
計		173	13,867	2,900	1,129	594	18,490

イ 甲子園交通安全協会

街頭活動等の実施結果は、次のとおりです。

区 分	回 数	対 象 人 員			
		子供	保護者	その他	計
キャンペーン	7	31	2	7,400	7,433
自転車街頭指導	6	0	0	1,200	1,200
シートベルト等街頭指導	3	0	0	134	134
学童保護立番	374	-	-	-	-
その他	1	200	0	300	500
計	391	231	2	9,034	9,267

交通安全教育等の実施結果は、次のとおりです。

区 分		回数	対 象 人 員				計
			子供	保護者	高齢者	その他	
交 通 教 室	小学校	3	226	8	0	0	234
	幼稚園・保育所	34	4,796	352	0	0	5,148
	公民館等	5	180	162	0	0	342
	高齢者講習	3	0	0	155	0	155
	企業等	0	0	0	0	0	0
歩 行 指 導	小学校	7	780	63	0	0	843
	幼稚園・保育所	14	1,347	210	0	0	1,557
自 転 車 教 室	小学校	1	57	20	0	0	77
	その他	2	10	0	50	0	60
計		69	7,396	815	205	0	8,416

女性交通指導員の街頭活動としては、通学路において登校中の学童等の安全を確保する学童保護立番、交通の頻繁な交差点等で自転車の正しい乗り方の指導、夜間の交通事故防止のための反射材配布などを行う自転車街頭指導及び交通安全運動・交通事故防止運動期間中の交通安全意識の高揚を図る街頭啓発活動などを実施しています。

なお、学童保護立番は女性交通指導員の人数（10人）の関係上、全ての学校園の通学路での立番は実施されていません。

今後とも、学童保護立番活動については、女性交通指導員、学校園、地域と連携した体制づくりの取組みに努めてください。

女性交通指導員の交通安全教育等の活動としては、学校園や公民館等で交通ルールを指導する交通安全教室及び自転車の交通ルールと正しい乗り方を指導する自転車教室、校庭や周辺道路を利用した歩行指導などを実施しています。このことにより、基本的な交通ルール・マナーの習得、歩行者や自転車利用者にも道路交通法上の義務と責任が生じることの啓発が行われています。また、幼児を対象とした交通安全教室「うさちゃんクラブ」は、歩行者の交通事故防止に大きな効果があるとしています。

昨今の高齢社会のなかでは、特に高齢者に対する交通安全意識の高揚を図ることが必要となっています。

今後は、高齢者への交通安全に対する啓発活動を、地域団体等との連携により実施していくことを検討してください。

3 補助金の交付について

(1) 補助の目的

当補助金は、西宮市における道路交通の安全を維持するため、市民の安全確保と交通安全意識の高揚、ならびに交通安全思想の浸透に取り組んでいる交通安全協会の女性交通指導員の活動を補助することを目的として、「西宮交通安全協会及び甲子園交通安全協会補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）に基づいて交付されています。

(2) 補助金の交付

(単位 : 円)

区 分	交付申請	交付決定	決 定 額	交付請求	支 払	金 額
西宮交通安全協会補助金	16.4. 2	16.4. 7	35,135,548	16. 4. 8	16. 4.19	4,083,562
				16. 5. 6	16. 5.18	1,913,353
	17.3.31 (変更申請)	17.3.31 (変更決定)	33,493,576 (変更決定額)	16. 6. 1	16. 6.16	1,894,813
				16. 6.24	16. 6.29	3,636,276
				16. 7. 1	16. 7.15	2,000,613
				16. 8. 2	16. 8.18	1,909,503
				16. 9. 1	16. 9.15	1,950,364
				16.10. 1	16.10.18	2,516,129
				16.11. 1	16.11.17	1,924,456
				16.12. 7	16.12.10	3,970,236
				16.12. 7	16.12.16	1,924,456
				16.12.28	17. 1.18	1,824,513
	17. 1.31	17. 2.16	2,293,126			
	17. 3. 1	17. 3.16	1,652,176			
計						33,493,576
甲子園交通安全協会補助金	16.4. 2	16.4. 7	16,584,226	16. 4.14	16. 4.19	1,921,509
				16. 4.30	16. 5.18	719,698
	17.3.31 (変更申請)	17.3.31 (変更決定)	15,451,016 (変更決定額)	16. 6. 1	16. 6.16	730,408
				16. 6.24	16. 6.29	1,408,435
				16. 7. 1	16. 7.15	771,428
				16. 8. 2	16. 8.18	785,438
				16. 9. 1	16. 9.15	740,528
				16.10. 1	16.10.18	1,209,416
				16.11. 1	16.11.17	876,803
				16.12. 6	16.12.10	1,868,293
				16.12. 7	16.12.16	876,265
				16.12.28	17. 1.18	876,265
	17. 2. 1	17. 2.16	1,790,265			
	17. 3. 1	17. 3.16	876,265			
計						15,451,016

補助金の交付手続きは、適正に処理されています。また、補助金は、交通指導員の給料等支払日の前日までに、交付請求額がそのつど交付されています。

(3) 16 年度予算措置

(単位 : 千円)

区 分	会計	款	項	目	細 目	節	予算現額
西宮交通安全協会補助金	01	40	10	23 交通安全対策費	10 交通安全対策経費	19 負担金補助及び交付金	35,136
甲子園交通安全協会補助金							16,585

(4) 補助金の算定

補助金の算定は、「補助金交付要綱」第4条で「交通安全協会は、毎月、補助金等交付請求書により補助金の必要額を請求するものとする。」となっています。しかし、「補助金交付要綱」には補助金の算定に関する規定がなく、交付目的、交付基準等も明確ではありません。

せん。

今後、「補助金交付要綱」の整備を図ってください。

(5) 補助金の精算

(単位：円)

区 分	補助金変更決定		実績報告		返還命令		精算金納付	
	日付	金額	日付	金額	日付	金額	日付	金額
西宮交通安全協会	17.3.31	33,493,576	17.4.13	33,288,247	17.4.8	583,808	17.4.8	583,808
甲子園交通安全協会	17.3.31	15,451,016	17.4.13	15,291,096	17.4.8	239,186	17.4.8	239,186

補助金の返還については、補助事業終了後に「補助金等の取扱いに関する規則」(以下「補助金規則」という。)第14条から第17条により、実績報告書を提出し、市は、この報告書に基づいて、交付決定の内容及び条件に適合するかを審査し、その結果、決定した補助金等の額に満たない場合には、その精算額の返還を命ずることとされています。

西宮・甲子園両交通安全協会は4月13日に実績報告書を提出し、おおむね適正に精算手続きを行っています。

なお、精算手続きにおいて、補助事業等実績報告書の提出以前に補助金返還命令書により補助金の返還を命じていますが、これは「補助金規則」第15及び第17条に違反しています。

今後、「補助金規則」を遵守した補助金返還の事務手続きを行ってください。

4 補助金の経理

(1) 西宮交通安全協会

ア 収入状況

補助金は次のとおり、口座振込の方法で収入されています。

(単位：円)

区 分	受 入 口 座	口座への収入	収入金額
西宮交通安全協会補助金	西宮交通安全協会会長名義	16.4.19他13回	33,493,576

イ 執行状況

16年度における西宮交通安全協会の補助金にかかる予算執行状況は、次のとおりです。

(ア) 収入

(単位：円)

区 分		補正後予算額	収入済額
市補助金		33,493,576	33,493,576
雑収入	雇用保険料個人負担分戻入金	378,467	378,467
	預金利息	12	12
計		33,872,055	33,872,055

(イ) 支出

(単位：円・%)

区 分		補正後予算額 (A)	決算額 (B)	差 異 (A) - (B)	執行率
項	目				
人件費	人件費	31,044,686	30,898,616	146,070	99.5
被服費	被服費	634,600	610,495	24,105	96.2
備品費	備品費	13,020	13,020	0	100.0
諸経費	諸経費	1,151,270	1,116,116	35,154	96.9
退職積立金 繰出金	退職積立金 繰出金	650,000	650,000	0	100.0
計		33,493,576	33,288,247	205,329	99.4

補助金の精算額 205,329 円、雇用保険料個人負担分戻入金 378,467 円、預金利息 12 円、合わせて 583,808 円を返還しています。

なお、雇用保険については、年度当初に事業主負担分と個人負担分を一括して事業主が支払う制度となっており、翌年度の概算払いに対応するため、従前は、補助金の精算対象から除いていました。16 年度からは、事業主負担分と個人負担分の年額概算額を市から補助金として交付を受け、精算する方法に変更しました。これにより、16 年度は、前年度の個人負担分 185,992 円と 16 年度分 192,545 円との計 378,467 円を返還しています。

ウ 退職積立金

(単位：円)

15 年度末 現在高	16 年度中積立金		16 年度会計へ の取崩し金	16 年度末 現在高
	16 年度会計からの繰入金	預金利息		
4,230,057	650,000	34	0	4,880,091

エ 退職積立金の保管状況

区 分	金 額
普通預金	4,880,091 円

17 年 3 月 31 日現在の積立額は退職手当期末要支給額の 29.7%となっています。

(2) 甲子園交通安全協会

ア 収入状況

補助金は次のとおり、口座振込の方法で収入されています。

(単位：円)

区 分	受 入 口 座	口座への収入	収入金額
甲子園交通安全協会補助金	甲子園交通安全協会会長名義	16.4.19 他 13 回	15,451,016

イ 執行状況

16 年度における甲子園交通安全協会の補助金にかかる予算執行状況は、次のとおりです。

(ア) 収入

(単位：円)

区 分		補正後予算額	収入済額
市補助金		15,451,016	15,451,016
雑収入	雇用保険料個人負担分戻入金	79,260	79,260
	預金利息	6	6
計		15,530,282	15,530,282

(イ) 支出

(単位：円・%)

区 分		補正後予算額 (A)	決算額 (B)	差 異 (A) - (B)	執行率
項	目				
人件費	人件費	13,690,246	13,690,246	0	100.0
被服費	被服費	286,200	281,424	4,776	98.3
備品費	備品費	0	0	0	0.0
諸経費	諸経費	560,570	405,426	155,144	72.3
退職積立金 繰出金	退職積立金 繰出金	914,000	914,000	0	100.0
計		15,451,016	15,291,096	159,920	99.0

補助金の精算額 159,920 円、雇用保険料個人負担分戻入金 79,260 円、預金利息 6 円、合わせて 239,186 円を返還しています。

ウ 退職積立金

(単位：円)

15 年度末 現在高	16 年度中積立金		16 年度会計へ の取崩し金	16 年度末 現在高
	16 年度会計からの繰入金	預金利息		
4,466,030	914,000	37	0	5,380,067

エ 退職積立金の保管状況

区 分	金 額
普通預金	5,380,067 円

17年3月31日現在の積立額は退職手当期末要支給額の53.1%となっています。

「西宮女性交通指導員等退職積立金規程」で退職積立金について必要な事項を定めていますが、算定基準は明確ではありません。

今後、退職積立金については、明確な基準により積立を行ってください。

執行状況のなかで（目）諸経費のうち、一部執行率の低いものが見受けられました。

今後、補助金交付申請時には、的確な申請額を見込み、精算額との差異が大きくなるまいよう精査してください。

5 会 計 処 理

会計処理は公会計に準じて行われており、銀行出納帳、収入支出証拠書類等関係書を抽出して調査したところ、おおむね適正に処理されていました。

なお、補助金収支原簿で決裁もれがありました。

今後、適正な処理をするよう指導に努めてください。

また、会計事務処理手続が会計規程等で明文化されていないため、責任体制が明確ではありません。

今後、会計事務処理方法について会計規程等の整備をするなど、指導に努めてください。

6 補助金の使途について

西宮交通安全協会補助金は、交付申請の内容に従って33,493,576円を交付し、このうち33,288,247円を支出し、583,808円（雇用保険料個人負担分戻入金378,467円、預金利息12円を含む）が精算により返還されています。支出については、適正に執行されています。

甲子園交通安全協会補助金は、交付申請の内容に従って15,451,016円を交付し、このうち15,291,096円を支出し、239,186円（雇用保険料個人負担分戻入金79,260円、預金利息6円を含む）が精算により返還されています。支出については、適正に執行されています。

7 補助金交付事務について

補助金の交付については、「地方自治法」第 232 条の 2 において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助することができる。」と規定されています。

西宮交通安全協会及び甲子園交通安全協会への補助金の交付手続等について、「補助金交付要綱」で定めていますが、交付目的、公益上の必要性は明確ではありません。また、交付基準、算定方法の規定もありません。

今後、これらの条項を加えるなど、「補助金交付要綱」を整備し、厳正に事務処理を行うよう努めてください。

8 今後の西宮交通安全協会、甲子園交通安全協会の女性交通指導員のあり方について

市は現在、交通安全対策の一環として、両交通安全協会の女性交通指導員による、幼児・学童等の交通安全確保活動、交通事故防止活動等に対する人件費等を全額補助金として負担しています。近隣他都市は、委託方式あるいは直営方式を採っており、本市のみが独自の補助金方式で対応していますが、実質的には直営方式や委託方式とも考えられることもあり、この観点からの見直しを検討する必要があると考えます。